

小金井市文化財センター条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、小金井市文化財センター条例(平成5年条例第4号)の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(学習室の使用)

第2条 学習室は、次の各号に掲げる活動を行う場合に限り、使用させることができる。

(1) 郷土の歴史、民俗等に関する資料(以下「資料」という。)に係る講演、研究発表、映写等を行うとき。

(2) 資料を教材とする校外学習を行うとき。

(3) その他小金井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めたとき。

2 前項の規定により学習室を使用しようとする者は、あらかじめ小金井市文化財センター学習室使用申請書(様式第1号)を提出し、承認を受けなければならない。

3 教育委員会は、使用の承認をしたときは、小金井市文化財センター学習室使用承認書(様式第2号)を交付する。

(資料の閲覧)

第3条 資料を閲覧しようとする者は、小金井市文化財センター資料閲覧等申請書(以下「資料閲覧等申請書」という。様式第3号)により申請し、承認を受けなければならない。

2 資料の閲覧は、小金井市文化財センター(以下「文化財センター」という。)内で職員の立会いのもとに行うものとする。

(資料の貸出し)

第4条 資料の貸出しを受けようとする者は、資料閲覧等申請書により申請し、承認を受けなければならない。

2 資料は、次の各号に掲げる場合に貸出しをすることができる。

(1) 博物館その他これに類する施設が行う展示の用に供するとき。

(2) その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。

(資料の複製等)

第5条 資料の模写、模型制作もしくは撮影を行い、又は複製したものを刊行しようとする者は、資料閲覧等申請書により申請し、承認を受けなければならない。

(利用者の遵守事項)

第6条 文化財センターの利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設、設備等の使用に当たっては、係員の指示に従うこと。

(2) 火災、盗難、その他災害の防止に万全を期すること。

(3) 危険物及び危険のおそれがあるものを持ち込まないこと。

(委任)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。